



# 山形県公報

平成24年3月23日(金)  
第2328号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……330
- 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………(雇用対策課) ……同

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……331
- 山形県県民会館の利用料金……………(生活文化課) ……同
- 県政史緑地の利用料金……………( 同 ) ……335
- 山形県郷土館の開館時間及び休館日……………( 同 ) ……同
- 山形県郷土館の利用料金……………( 同 ) ……336
- 山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間……………(みどり自然課) ……339
- 山形県志津野営場の休場日及び利用時間……………( 同 ) ……同
- 山形県志津野営場の利用料金……………( 同 ) ……340
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……341
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……342
- 種畜証明書の交付……………(畜 産 課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………( 同 ) ……343
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下 水 道 課) ……344
- 同……………( 同 ) ……同
- 自動車専用道路の指定……………(道 路 課) ……345
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………( 同 ) ……347
- 同……………( 同 ) ……350
- 同……………( 同 ) ……351
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……353
- 同……………( 同 ) ……355
- 同……………( 同 ) ……356
- 山形県ふるさと交流広場の利用料金……………(空港港湾課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……同
- 同……………( 同 ) ……357

公安委員会関係

規則

○山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

告示

○犯罪被害者等早期援助団体の変更の届出……………358

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則…………… 同

○山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同

企業局関係

告示

○山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間……………359

○山形県営駐車場の利用料金…………… 同

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁地域振興課）…360

○特定調達契約に係る落札者の公告……………（港湾事務所）… 同

○同……………（中央病院）…361

○一般競争入札の公告……………（河北病院）… 同

規 則

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県温泉法の施行に関する規則（平成14年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第34条第1項」を「第34条」に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同条第6号中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項第7項第1号ホ中「第34条第1項」を「第34条」に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同号へ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。  
 第4条の2第2項中「応じて」を「応じて40日分を限度として」に改める。  
 別表第2の2級地の項市町村名の欄中「、津久井郡城山町」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2第2項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する職業訓練に係る受講手当の支給について適用し、同日前に開始した職業訓練に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第268号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成24年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月16日閉会した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第269号

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）第11条第2項の規定により、山形県県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

| 区 分                                                      |      |        | 利 用 料 金 の 額    |                |                   |                   |                   |
|----------------------------------------------------------|------|--------|----------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                                          |      |        | 午前9時から<br>正午まで | 正午から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後10時まで | 午前9時から<br>午後10時まで | 左記以外の<br>時間       |
| 入場料金を<br>領収しない<br>場合及び<br>300円以下<br>の入場料金を<br>領収する<br>場合 | ホール  | 平日     | 17,900円        | 26,800円        | 33,800円           | 76,700円           | 1時間当たり<br>10,600円 |
|                                                          |      | 土曜日等   | 21,700円        | 31,300円        | 40,200円           | 91,400円           | 1時間当たり<br>12,100円 |
|                                                          | 地下講堂 | 平日     | 2,550円         | 2,810円         | 3,700円            | 8,440円            | 1時間当たり<br>1,020円  |
|                                                          |      | 土曜日等   | 2,940円         | 3,450円         | 4,470円            | 10,230円           | 1時間当たり<br>1,150円  |
|                                                          | 会議室  |        | 1,150円         | 1,660円         | 2,040円            | 4,850円            | 1時間当たり<br>510円    |
| 展示室                                                      |      | 1,020円 | 1,150円         | 1,530円         | 3,700円            | 1時間当たり<br>510円    |                   |
| 300円を超<br>え1,000円<br>以下の入場<br>料金を領収<br>する場合              | ホール  | 平日     | 26,850円        | 40,200円        | 50,700円           | 115,050円          | 1時間当たり<br>15,900円 |
|                                                          |      | 土曜日等   | 32,550円        | 46,950円        | 60,300円           | 137,100円          | 1時間当たり<br>18,150円 |
|                                                          | 地下講堂 | 平日     | 3,820円         | 4,210円         | 5,550円            | 12,660円           | 1時間当たり<br>1,530円  |
|                                                          |      | 土曜日等   | 4,410円         | 5,170円         | 6,700円            | 15,340円           | 1時間当たり<br>1,720円  |

|                               |      |      |         |         |          |          |               |
|-------------------------------|------|------|---------|---------|----------|----------|---------------|
|                               | 会議室  |      | 1,720円  | 2,490円  | 3,060円   | 7,270円   | 1時間当たり760円    |
|                               | 展示室  |      | 1,530円  | 1,720円  | 2,290円   | 5,540円   | 1時間当たり760円    |
| 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合 | ホール  | 平日   | 35,800円 | 53,600円 | 67,600円  | 153,400円 | 1時間当たり21,200円 |
|                               |      | 土曜日等 | 43,400円 | 62,600円 | 80,400円  | 182,800円 | 1時間当たり24,200円 |
|                               | 地下講堂 | 平日   | 5,100円  | 5,620円  | 7,400円   | 16,880円  | 1時間当たり2,040円  |
|                               |      | 土曜日等 | 5,880円  | 6,900円  | 8,940円   | 20,460円  | 1時間当たり2,300円  |
|                               | 会議室  |      | 2,300円  | 3,320円  | 4,080円   | 9,700円   | 1時間当たり1,020円  |
|                               | 展示室  |      | 2,040円  | 2,300円  | 3,060円   | 7,400円   | 1時間当たり1,020円  |
| 3,000円を超え5,000円以下の入場料金を領収する場合 | ホール  | 平日   | 39,380円 | 58,960円 | 74,360円  | 168,740円 | 1時間当たり23,320円 |
|                               |      | 土曜日等 | 47,740円 | 68,860円 | 88,440円  | 201,080円 | 1時間当たり26,620円 |
|                               | 地下講堂 | 平日   | 5,610円  | 6,180円  | 8,140円   | 18,560円  | 1時間当たり2,240円  |
|                               |      | 土曜日等 | 6,460円  | 7,590円  | 9,830円   | 22,500円  | 1時間当たり2,530円  |
|                               | 会議室  |      | 2,530円  | 3,650円  | 4,480円   | 10,660円  | 1時間当たり1,120円  |
|                               | 展示室  |      | 2,240円  | 2,530円  | 3,360円   | 8,130円   | 1時間当たり1,120円  |
| 5,000円を超える入場料金を領収する場合         | ホール  | 平日   | 44,750円 | 67,000円 | 84,500円  | 191,750円 | 1時間当たり26,500円 |
|                               |      | 土曜日等 | 54,250円 | 78,250円 | 100,500円 | 228,500円 | 1時間当たり30,250円 |
|                               | 地下講堂 | 平日   | 6,370円  | 7,020円  | 9,250円   | 21,100円  | 1時間当たり2,550円  |
|                               |      | 土曜日等 | 7,350円  | 8,620円  | 11,170円  | 25,570円  | 1時間当たり2,870円  |
|                               | 会議室  |      | 2,870円  | 4,150円  | 5,100円   | 12,120円  | 1時間当たり1,270円  |
|                               | 展示室  |      | 2,550円  | 2,870円  | 3,820円   | 9,240円   | 1時間当たり1,270円  |

(注) 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

(2) 設備

| 区分   | 設備名       | 単位 | 利用料金の額 |
|------|-----------|----|--------|
| 舞台設備 | 舞台せりあげ装置  | 1基 | 1,660円 |
|      | オーケストラピット | 一式 | 4,220円 |
|      | 所作台       | 1台 | 190円   |

|      |                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                          |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 演壇<br>松羽目<br>びょうぶ<br>ひな壇<br>指揮台<br>譜面台<br>紗幕<br>地がすり<br>緋毛せん<br>上敷ござ<br>展示用パネル<br>大太鼓                                                                                                                                                       | 一式<br>一式<br>1 双<br>一式<br>1 台<br>1 台<br>一式<br>1 張<br>1 枚<br>1 枚<br>1 枚<br>一式                                                   | 630円<br>1,660円<br>1,270円<br>4,730円<br>310円<br>160円<br>830円<br>700円<br>120円<br>110円<br>20円<br>1,270円                                                                      |
| ピアノ  | ホール用 スタインウェイ<br>ホール用 ヤマハ<br>地下講堂用 カワイ                                                                                                                                                                                                       | 1 台<br>1 台<br>1 台                                                                                                             | 10,230円<br>5,110円<br>2,550円                                                                                                                                              |
| 映写設備 | 35ミリ映写機<br>16ミリ映写機<br>スライドプロジェクター<br>オーバーヘッドプロジェクター<br>スクリーン                                                                                                                                                                                | 2 台 1 組<br>1 台<br>1 台<br>1 台<br>1 張                                                                                           | 7,670円<br>3,830円<br>1,150円<br>890円<br>1,660円                                                                                                                             |
| 音響設備 | 拡声装置<br>拡声装置（地下講堂備付け）<br>拡声装置（移動用）<br>マイク<br>ワイヤレスマイク<br>マイク 3 点吊装置<br>マイクエレベーター装置<br>コンデンサーマイク<br>ダイナミックマイク<br>フロントバックスピーカー<br>ステージスピーカー<br>ウォールスピーカー<br>レコードプレーヤー<br>コンパクトディスクプレーヤー<br>テープレコーダー<br>ミニディスクプレーヤー<br>エコーマシン<br>スタンド<br>音響反射板 | 一式<br>一式<br>一式<br>1 本<br>1 本<br>1 基<br>1 基<br>1 本<br>1 本<br>1 台<br>1 台<br>1 組<br>1 台<br>1 台<br>1 台<br>1 台<br>1 台<br>1 本<br>一式 | 2,550円<br>1,150円<br>1,150円<br>510円<br>1,020円<br>830円<br>830円<br>950円<br>830円<br>630円<br>830円<br>830円<br>1,020円<br>1,020円<br>1,150円<br>1,150円<br>1,270円<br>250円<br>3,830円 |
| 照明設備 | ボーダーライト<br>サスペンションライト<br>アッパーホリゾンライト<br>シーリングスポットライト<br>センターピンスポットライト<br>フロントサイドライト（右）<br>フロントサイドライト（左）<br>フットライト<br>スポットライト（1キロワット以上）<br>スポットライト（500ワット）                                                                                   | 1 列<br>1 列<br>1 列<br>1 列<br>1 台<br>1 組<br>1 組<br>1 列<br>1 台<br>1 台                                                            | 1,020円<br>1,530円<br>1,270円<br>2,810円<br>1,910円<br>1,270円<br>1,270円<br>630円<br>380円<br>190円                                                                               |

|               |    |      |
|---------------|----|------|
| ロアホリゾンライト     | 1列 | 760円 |
| ストリップライト      | 1本 | 120円 |
| タワースタンド       | 1基 | 510円 |
| トーマンタースポットライト | 1基 | 630円 |
| エフェクトマシン      | 1台 | 630円 |
| 元玉、先玉         | 1個 | 160円 |
| ミラーボール        | 1台 | 630円 |
| オーケストラ用ランプ    | 1個 | 70円  |
| プラスターカラー      | 1枚 | 700円 |
| スタンド          | 1本 | 250円 |

(注) この表に定める額は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たりの額である。

(3) 準備又は練習のためのホール使用

| 区 分  | 利 用 料 金 の 額    |                |                   |                  |                  |
|------|----------------|----------------|-------------------|------------------|------------------|
|      | 午前9時から<br>正午まで | 正午から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後10時まで | 午前9時から<br>午後5時まで | 左記以外の時間          |
| 平日   | 8,950円         | 13,400円        | 16,900円           | 38,350円          | 1時間当たり<br>5,300円 |
| 土曜日等 | 10,850円        | 15,650円        | 20,100円           | 45,700円          | 1時間当たり<br>6,050円 |

(4) 浴室使用に係る加算額

| 使 用 時 間 の 区 分                               | 加 算 額  |
|---------------------------------------------|--------|
| 午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たり | 1,270円 |

(5) 電気消費に係る加算額

持込みに係る器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

| 区 分           | 額    |
|---------------|------|
| 午前9時から正午まで    | 190円 |
| 正午から午後5時まで    | 310円 |
| 午後5時から午後10時まで | 310円 |
| 午前9時から午後10時まで | 810円 |

## (6) 冷暖房使用に係る加算額

| 区 分  | 加 算 額         |               |
|------|---------------|---------------|
|      | 冷 房           | 暖 房           |
| ホール  | 1時間当たり 4,600円 | 1時間当たり 4,600円 |
| 地下講堂 |               | 1時間当たり 510円   |
| 会議室  | 1時間当たり 120円   | 1時間当たり 190円   |

備考 第1項及び第3項の表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第270号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分               | 単 位          | 金 額           |
|-------------------|--------------|---------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円          |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円           |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 700円          |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき 700円  |
|                   | 映画撮影         | 1日につき 14,000円 |

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第271号

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県郷土館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時から午後4時30分までとする。ただし、8月4日から同月15日までの日にあつては、午前9時から午後6時30分までとする。

## 2 休館日

(1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

### 3 適用期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第272号

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 利用料金

#### (1) 施設

イ 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分           | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 1,050円             | 1,320円             | 1,580円             |
| 第 2 会 議 室     | 1,050円             | 1,320円             | 1,580円             |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 560円               | 710円               | 850円               |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 1,050円             | 1,320円             | 1,580円             |
| 第 3 ギ ャ ラ リ ー | 1,130円             | 1,420円             | 1,700円             |
| 第 4 ギ ャ ラ リ ー | 1,050円             | 1,320円             | 1,580円             |
| 第 5 ギ ャ ラ リ ー | 1,080円             | 1,350円             | 1,620円             |
| 第 6 ギ ャ ラ リ ー | 1,240円             | 1,550円             | 1,860円             |
| 第 7 ギ ャ ラ リ ー | 570円               | 720円               | 860円               |
| 第 8 ギ ャ ラ リ ー | 1,080円             | 1,350円             | 1,620円             |
| ホ ー ル         | 6,840円             | 8,560円             | 10,270円            |
| 中 庭           | 3,200円             | 4,000円             | 4,800円             |

ロ 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分       | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
|           | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 2,100円             | 2,640円             | 3,160円             |
| 第 2 会 議 室 | 2,100円             | 2,640円             | 3,160円             |

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 第 1 ギャラリー | 1,120円  | 1,420円  | 1,700円  |
| 第 2 ギャラリー | 2,100円  | 2,640円  | 3,160円  |
| 第 3 ギャラリー | 2,260円  | 2,840円  | 3,400円  |
| 第 4 ギャラリー | 2,100円  | 2,640円  | 3,160円  |
| 第 5 ギャラリー | 2,160円  | 2,700円  | 3,240円  |
| 第 6 ギャラリー | 2,480円  | 3,100円  | 3,720円  |
| 第 7 ギャラリー | 1,140円  | 1,440円  | 1,720円  |
| 第 8 ギャラリー | 2,160円  | 2,700円  | 3,240円  |
| ホ　　ー　　ル   | 13,680円 | 17,120円 | 20,540円 |
| 中　　庭      | 6,400円  | 8,000円  | 9,600円  |

ハ 3,000円を超える入場料金を領収する場合

| 区　　分      | 利　用　料　金　の　額        |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
|           | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 2 会 議 室 | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 1 ギャラリー | 1,230円             | 1,560円             | 1,870円             |
| 第 2 ギャラリー | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 3 ギャラリー | 2,480円             | 3,120円             | 3,740円             |
| 第 4 ギャラリー | 2,310円             | 2,900円             | 3,470円             |
| 第 5 ギャラリー | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| 第 6 ギャラリー | 2,720円             | 3,410円             | 4,090円             |
| 第 7 ギャラリー | 1,250円             | 1,580円             | 1,890円             |
| 第 8 ギャラリー | 2,370円             | 2,970円             | 3,560円             |
| ホ　　ー　　ル   | 15,040円            | 18,830円            | 22,590円            |
| 中　　庭      | 7,040円             | 8,800円             | 10,560円            |

## ニ 準備又は練習のために使用する場合

| 区 分           | 利 用 料 金 の 額        |                    |                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 午前9時から<br>午後1時までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後5時から<br>午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室     | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 2 会 議 室     | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 1 ギ ャ ラ リ ー | 280円               | 350円               | 420円               |
| 第 2 ギ ャ ラ リ ー | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 3 ギ ャ ラ リ ー | 560円               | 710円               | 850円               |
| 第 4 ギ ャ ラ リ ー | 520円               | 660円               | 790円               |
| 第 5 ギ ャ ラ リ ー | 540円               | 670円               | 810円               |
| 第 6 ギ ャ ラ リ ー | 620円               | 770円               | 930円               |
| 第 7 ギ ャ ラ リ ー | 280円               | 360円               | 430円               |
| 第 8 ギ ャ ラ リ ー | 540円               | 670円               | 810円               |
| ホ ー ル         | 3,420円             | 4,280円             | 5,130円             |
| 中 庭           | 1,600円             | 2,000円             | 2,400円             |

## ホ 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額

## ヘ 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,630円

## (2) 設備

| 種 別  | 設 備 名 | 単 位 | 利用料金の額 |
|------|-------|-----|--------|
| 舞台設備 | ピアノ   | 1 台 | 5,300円 |
|      | 指揮台   | 1 台 | 100円   |
|      | 譜面台   | 1 台 | 100円   |
|      | 演壇    | 一式  | 400円   |

|        |                |    |        |
|--------|----------------|----|--------|
| 舞台照明設備 | 演壇照明           | 1列 | 1,010円 |
|        | スポットライト        | 1台 | 500円   |
| 視聴覚設備  | マイクセット         | 一式 | 1,010円 |
|        | スライド映写機        | 一式 | 810円   |
|        | オーバーヘッドプロジェクター | 一式 | 1,010円 |
|        | 携帯用ビデオカメラ      | 1台 | 500円   |
|        | モニターテレビ        | 1台 | 500円   |
| 展示設備   | 展示パネル          | 1枚 | 20円    |
|        | 展示ケース          | 1台 | 200円   |

## 備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
  - 2 表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。
- 2 適用期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第273号

山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）第3条第2項の規定により、山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間  
午前9時から午後5時まで
- 2 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第274号

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、山形県志津野営場の休場日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 休場日  
11月1日から翌年の5月31日までの日（4月1日から5月31日までの間で条例第2条第1項の許可を受けた者が使用する日を除く。）
- 2 利用時間  
午前10時から翌日の午前10時まで
- 3 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第275号**

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）第10条第2項の規定により、山形県志津野営場の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 名 称      | 利 用 料 金          |
|----------|------------------|
| 第1テントサイト | 1区画1泊につき 1,000円  |
| 第2テントサイト | テント1張り1泊につき 500円 |

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第276号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日        |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 前山耳鼻咽喉クリニック       | 長井市泉1926番地12        | 平成23. 12. 31 |

**山形県告示第277号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 前山耳鼻咽喉クリニック       | 長井市泉字館の越1926番地12    | 平成24. 1. 1 |

**山形県告示第278号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

けい歯科・矯正歯科クリニック  
天童市鍛ノ町一丁目1番21号

2 届出の内容

| 指定医療機関の所在地     |                  | 変更年月日        |
|----------------|------------------|--------------|
| 変 更 前          | 変 更 後            |              |
| 天童市楯ノ町2578番地 1 | 天童市楯ノ町一丁目 1 番21号 | 平成23. 11. 14 |

山形県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類                                                | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日      |
|---------------|--------------------------------------------------------------|---------------------|------------|
| あかねヶ丘ケアセンター   | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護<br>介護予防通所介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 山形市あかねヶ丘三丁目15番7号    | 平成24. 2. 1 |
| さくらの家かほく      | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                                          | 西村山郡河北町谷地字砂田207番地の1 | 同 2. 28    |
| ケアセンターとこしえ上山南 | 介護予防小規模多機能型居宅介護                                              | 上山市高松字向里868番地3      | 同 3. 1     |

山形県告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|----------------------------|-------------|-------------|
| ふるさと企画有限公司     | ふるさと介護支援センター<br>新庄市大手町2-83 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成24. 3. 12 |

山形県告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                        |                                         |          |            |
|------------------------|-----------------------------------------|----------|------------|
| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類  | 指定年月日      |
| 社会福祉法人そうめい会            | 短期入所生活介護事業所マイスカイ中山<br>西置賜郡白鷹町大字中山2760番地 | 短期入所生活介護 | 平成24. 3. 9 |

**山形県告示第282号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                          |                                         |                  |            |
|--------------------------|-----------------------------------------|------------------|------------|
| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                             | サービスの種類          | 指定年月日      |
| 社会福祉法人そうめい会              | 短期入所生活介護事業所マイスカイ中山<br>西置賜郡白鷹町大字中山2760番地 | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 平成24. 3. 9 |

**山形県告示第283号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号           | 家畜の<br>種 類 | 品 種          | 名 前                                | 飼 養 者                     |                        |
|-----------------|------------|--------------|------------------------------------|---------------------------|------------------------|
|                 |            |              |                                    | 住 所                       | 名称（氏名）                 |
| 平成23山形<br>地臨第7号 | 牛          | 黒毛和種         | 勝 安 平 22                           | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076番<br>地 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 平成23山形<br>地臨第8号 | 豚          | 大ヨークシ<br>ャー種 | ヤマガタ ダブル<br>38915-112890<br>1-5790 | 酒田市浜中字八<br>窪1             | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 平成23山形<br>地臨第9号 | 豚          | ヨークシ<br>ャー種  | ハンサム ファー<br>デル ショーナ<br>イ<br>11-2-3 | 酒田市浜中字八<br>窪1             | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

**山形県告示第284号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
鮭川村宇津森土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡鮭川村大字庭月1978
- 3 認可年月日  
平成24年3月12日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、

認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第285号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名           | 地 区 名     | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------|-----------|---------------|
| た め 池 等 整 備 事 業 | 釜 淵 堰 地 区 | 平成24. 2. 29   |

**山形県告示第286号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|-----------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 鶴岡市五十川字川内袋50番1から<br>同 字蔭ヶ坂127番1まで | 旧    | 6.0メートル<br>} 102.6 | メートル<br>369 |
| 同 上                               | 旧    | 6.0メートル<br>} 115.0 | 同 上         |
| 同 上                               | 新    | 6.0メートル<br>} 115.0 | 同 上         |

**山形県告示第287号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市五十川字川内袋50番1から  
同 字蔭ヶ坂127番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月24日

**山形県告示第288号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 温海川木野俣大岩川線

- 2 供用開始の区間 鶴岡市大岩川字風張31番1地先から  
同 字中川原56番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月24日
- 

**山形県告示第289号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 山形市公共下水道  
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連公共下水道）  
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連特定環境保全公共下水道)
- 3 変更の内容  
(1) 事業地  
取用の部分  
平成10年8月県告示第787号、平成13年9月県告示第763号、平成18年2月県告示第133号、平成23年3月県告示第254号の事業地である山形市あかねヶ丘一丁目、あかねヶ丘二丁目、あかねヶ丘三丁目、やよい一丁目、やよい二丁目、清住町二丁目、清住町三丁目、砂塚、城西町五丁目、西田二丁目、西田三丁目、西田五丁目、江南三丁目、江俣四丁目、江俣五丁目、陣場一丁目、陣場二丁目、陣場三丁目、瀬波一丁目、瀬波二丁目、大字陣場字塔ノ前、大字陣場新田字日渡、字熊ノ木、大字吉野宿字河原、字大原、字野際、字高田浦、字東浦、字杉の前、大字内表字内表西、大字千手堂字沢田、字井森塚、大字漆山字館ノ内、大字渋江字後藤河原、字五反、字仲町、字三条、字樋渡、字鼠田、字三條目を削り、大字七浦字遊谷面を加える。  
(2) 設計の概要の変更
- 4 事業施行期間  
昭和63年5月27日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第290号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 寒河江都市計画下水道事業  
(2) 名称 寒河江市公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要の変更
- 4 事業施行期間  
昭和61年3月18日から平成30年3月31日まで
-

**山形県告示第291号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路課において平成24年3月23日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 2 指定する道路の部分 鶴岡市五十川字川内袋9番9から  
同 15番8まで  
同 38番5から  
同 49番1まで
- 3 指定する期日 平成24年3月23日

**山形県告示第292号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 裏の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 地蔵沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 行沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 赤沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 松の木沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 木付林沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 柴屋沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| コヤマキ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 畑沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ウスガ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 柴屋沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 木ノ下沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 滝ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 北の沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 南ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 猿山沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 田代ー1   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 田代ー2   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 田代2ー1  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 田代2ー2  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 田代2ー3  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 田代2ー4  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 田代2ー5  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 田代1ー1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代1ー2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代2ー1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代2ー2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代2ー3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代2ー4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木1ー1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木1ー2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木1ー3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 前田代    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 田代5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸生1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸生2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笈合1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笈合1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平林    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 久保    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸生3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸生4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笈合2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 芦沼田沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 芦沼田北沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 北の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 田の沢-1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 田の沢-2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 長登沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 中沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 塩根川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 横岫沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 水沢    | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 西岩根沢  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 綱取－1  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 綱取－2  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 綱取－3  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 綱取－4  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 綱取－5  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 芦沼田1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沼田2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沼田3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 間沢1－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 間沢1－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 間沢2－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 間沢2－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 睦合4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 睦合2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 睦合3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南梅沢1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 睦合1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南梅沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 睦合5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 扇田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本道寺    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 別当屋敷－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 別当屋敷－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水口1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水口2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金山－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金山－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横岫     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢2－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢2－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 澄又     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢座    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取1－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取1－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取1－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取2－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取2－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取2－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 綱取2－4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| オオワデグチ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沼沢2-1       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 沼沢2-2       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 沼沢          | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 沼沢南町-1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢南町-2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢南町-3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2-1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2-2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2-3       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2-4       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2-5       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢-1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢-2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端-1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端-2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端-3       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端-4       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端-5       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小

国町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 箕和田1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 箕和田2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 裏の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 木付林沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 柴屋沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 柴屋沢川          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 北の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 田代1-1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 田代1-2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 田代2-1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 田代2-2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 田代2-3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 田代2-4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木1-3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 前田代    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉ノ木2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田代5    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸生2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笈合1-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笈合1-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平林     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 久保     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ下2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸生3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸生4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笈合2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

## 山形県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 芦沼田北沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 田の沢－1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 田の沢－2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 長登沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 芦沼田1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 芦沼田2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 芦沼田3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 間沢1－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 間沢1－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 間沢2－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 間沢2－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 睦合4           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 睦合2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 睦合3           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 南梅沢1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 睦合1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 南梅沢2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 睦合5           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 扇田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 本道寺    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 別当屋敷－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 別当屋敷－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水口1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水口2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金山－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金山－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横岫     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢2－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢2－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 澄又     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水沢座    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取1－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取1－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取1－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取2－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取2－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取2－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 網取2－4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第298号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| オオワデグチ沢       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 沼沢南町－1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢南町－2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢南町－3        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2－3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2－4         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢2－5         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢－1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢－2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端－3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端－4         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小田端－5         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第299号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 箕和田1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 箕和田2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第300号**

山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により、山形県ふるさと交流広場の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 名 称   | 区 分                |                    | 単 位      | 利用料金 |
|-------|--------------------|--------------------|----------|------|
| 多目的広場 | 全部を使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 200円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 300円 |
|       | 半面を使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 100円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 200円 |
|       | 1/4面を使用する場合        | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 100円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 200円 |
| 庭球場   | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 |                    | 1面1時間当たり | 50円  |
|       | 上記以外の場合            |                    | 1面1時間当たり | 50円  |

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第301号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年5月26日 指令庄総建第23号 
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡庄内町余目字館之13-2、14、16-1、45-3、46-1、46-2、47-2、48-1、48-2、54-1、55-1、55-2、63-3、64-1、64-2、65-1、66、67、69、71、72-1、55-1地先水路、48-2地先水路、64-2地先水路、69地先水路、71地先水路、16-1地先道路、16-1地先道路、55-1地先道路、65-1地先道路、48-2地先道路、東田川郡庄内町余目字大塚111の一部、112の一部、東田川郡庄内町廿六木字栃潟153の一部、163、164の一部、165の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東田川郡庄内町余目字町132の1  
庄内町長 原田 眞樹

**山形県告示第302号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年11月22日 指令庄総建第55号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡庄内町余目字東谷地153-2、154
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
群馬県高崎市栄町1番1号  
株式会社 ヤマダ電機

**公安委員会関係**

**規 則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

山 形 県 公 安 委 員 会

委員 長 小 林 由 紀 子

**山形県公安委員会規則第3号**

**山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則(昭和34年9月県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分     | 警 察 官 |     |                         |        | その他の職員 | 合 計    | 備 考                                |
|---------|-------|-----|-------------------------|--------|--------|--------|------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補<br>巡 査 部 長<br>巡 査 | 計      |        |        |                                    |
| 警 察 本 部 | 58人   | 93人 | 475人                    | 626人   | 223人   | 849人   | 警部補の総数は552人とし、<br>巡査部長の総数は572人とする。 |
| 警 察 署   | 31人   | 89人 | 1,239人                  | 1,359人 | 117人   | 1,476人 |                                    |

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

山形県公安委員会告示3号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から次のとおり届出があった。

平成24年3月23日

山形県公安委員会  
委員長 小林 由紀子

- 1 届出をした犯罪被害者等早期援助団体の名称  
社団法人やまがた被害者支援センター
- 2 変更に係る事項及び変更内容並びに変更しようとする年月日

| 変更に係る事項 | 変 更 内 容               |                         | 変更しようとする<br>年 月 日 |
|---------|-----------------------|-------------------------|-------------------|
|         | 変 更 前                 | 変 更 後                   |                   |
| 所 在 地   | 山形市緑町一丁目9番30号         | 山形市十日町一丁目6番6号           | 平成24年3月27日        |
| 名 称     | 社団法人<br>やまがた被害者支援センター | 公益社団法人<br>やまがた被害者支援センター | 平成24年4月1日         |

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「主幹」を「主幹  
公安委員会補佐室長」に改め、  
同項職級4の欄中「室長」を「室長（公安委員会補佐室長を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

|        |                                    |     |   |
|--------|------------------------------------|-----|---|
| 別表第10中 | 「<br>訟務官<br>交通管制センター所長<br>主 幹<br>」 | 4 種 | を |
|--------|------------------------------------|-----|---|

|  |                                         |     |       |
|--|-----------------------------------------|-----|-------|
|  | 訟 務 官<br>交通管制センター所長<br>主 幹<br>公安委員会補佐室長 | 4 種 | に改める。 |
|--|-----------------------------------------|-----|-------|

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**企 業 局 関 係**

**告 示**

**山形県企業告示第1号**

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第8条第2項の規定により、山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

- 1 出入口の閉鎖時間  
午後10時30分から翌日の午前7時まで
- 2 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県企業告示第2号**

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第10条第2項の規定により、山形県営駐車場の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月23日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

1 利用料金

| 区          | 分                                      | 料 金                                                                                                             |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般の利用者     |                                        | 250円に1時間を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）を加算した額                         |
| 図書館等を利用する者 | 図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者 | 講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）  |
|            | 上記以外の者                                 | 図書館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円） |

備考 この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

- 2 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年3月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 山形ロングトレイル

(2) 代表者の氏名

相澤 貴

(3) 主たる事務所の所在地

東根市中央南2-5-5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び法人に対して、ロングトレイルに関する事業を行い、①各地域に残る自然・歴史的文化遺産の保存を行う為、日本のロングトレイルの父である、加藤則芳氏の理念の下ロングトレイルのコースを策定し、整備を行う②トレイルの整備・調査・管理を通してノウハウを蓄積し、山林の整備を行う。③ロングトレイルを通し、地域社会の交流人口の増加・地域経済活動の促進及び雇用を創出する。④野外教育の積極的な活動を促し自然教育を通して健全な青少年の育成・自然保護への理解及びルール・マナーの向上を促す。⑤ロングトレイルを通して安全な登山の活動を促進する。⑥後世へ豊かな自然を残すため活動する。以上の項目について活動し、地域社会・日本社会に対して後世により良い形で自然を残す為の社会的利益に寄与することを目的とする。

上記の活動の最終目的は、日本に繋がったロングトレイルを作り、維持管理を永続的に行うものとする。

特定調達契約に係る落札者等を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月23日

山形県港湾事務所長 池 田 孝

- 1 落札等に係る特定役務の名称及び予定数量
  - (1) 産業廃棄物の収集運搬業務  
廃棄物混合土（燃え殻、廃プラスチック、木くず、ガラスくず等混合） 938立方メートル
  - (2) 産業廃棄物の処分業務  
廃棄物混合土（燃え殻、廃プラスチック、木くず、ガラスくず等混合） 938立方メートル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県港湾事務所総務係 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5633
- 3 落札者等を決定した日 平成24年2月8日
- 4 落札者等の名称及び所在地
  - (1) 1の(1)の業務に係る落札者  
株式会社安藤組 東田川郡庄内町提興屋字中島80番地
  - (2) 1の(2)の業務に係る随意契約の相手方  
ジークライト株式会社 米沢市大字板谷315番地
- 5 落札金額等  
1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。
  - (1) 17,850,000円
  - (2) 15,842,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続

1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。

- (1) 一般競争入札
- (2) 随意契約

- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年1月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月23日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
手術用顕微鏡システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課用度係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成24年2月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
丸木医科器械株式会社山形支店 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号
- 5 落札金額 38,850,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年12月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院総合医療情報システム整備及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月23日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
  - (2) 日時 平成24年5月1日（火）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立河北病院総合医療情報システム整備及び保守業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約の日から平成26年3月31日まで
  - (4) 履行場所 山形県立河北病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(9)から(13)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
  - (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (7) 過去5年以内に、200床以上ある5以上の医療機関における総合医療情報システムの設計監理業務又は整備及び保守業務を受託し稼働させた実績があること（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。
- (8) 2の(1)の役務の履行に関し、当該役務を確実に遂行できる体制を整備できることを証明できること。
- (9) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)及び(7)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体として(8)の要件を満たしていること。
- (12) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (13) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課情報企画係  
電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者またはくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、(1)又は(2)により落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県立河北病院は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県立河北病院の行う調査に協力することとする。
- (4) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者としない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 一連の調達契約に係る事項
- (1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期

- イ 山形県立河北病院総合医療情報システム（放射線部門）整備及び保守業務（仮称）一式  
平成24年5月
  - ロ 山形県立河北病院総合医療情報システム（検査部門）整備及び保守業務（仮称）一式  
平成24年5月
  - ハ 山形県立河北病院総合医療情報システム（内視鏡部門）整備及び保守業務（仮称）一式  
平成24年5月
  - ニ 山形県立河北病院総合医療情報システム関連電子機器調達業務（仮称）一式 平成24年8月
- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成24年3月23日

10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、3の(6)から(8)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(10)から(12)に係る事項を証明する書類。）を平成24年4月6日（金）正午までに山形県立河北病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Development, operation and maintenance of the comprehensive medical information system of Kahoku Prefectural Hospital 1 set
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A. M. May 1, 2012
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL0237-73-3131

平成24年 3月23日印刷  
平成24年 3月23日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056